

令和2年8月24日

## 新型コロナウイルス感染症に対する要望について

ひとり親家庭においては、新型コロナウイルス感染症によるさまざまな事態、また終息時期が見通せない現状から、生活や子育て、就労などの経済的・精神的不安が広がっています。

ひとり親家庭の場合、非正規雇用（パート・アルバイト等）が多く大幅な収入減となっている上、養育費を支払っていた側が新型コロナによる収入減や失業から養育費が支払われないという事例もあります。

ひとり親家庭の現状を踏まえ、下記を要望いたします。

### 要 望

1. ひとり親世帯臨時特別給付金の継続的实施。
2. 家賃を払えない者、退去になりそうな者又は退去になった者等へ公営住宅や母子生活支援施設等への優先入居または一時的に緊急避難としての入居を可能にする。
3. 養育費を支払っていた者が収入減や失業から養育費が支払えなくなった場合の支援として養育費立て替え払いまたは貸付の実施。  
(ただし、お金は支払う側へ渡るのではなく、受け取る側へ)
4. 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度について
  - (1) 修学資金および生活資金については、すぐ利用できるように事前相談や手続きの簡素化、面接および保証人不要、および審査期間の短縮。
  - (2) 返済が困難になっている者に対して返済期間の延長や月々の返済額の減額等の特別措置。
5. 親が感染して子どもの養育が困難になった場合、一時的保護施設の設定。(検査を受ける場合も含む)

6. 母子父子自立支援センター等が休みであっても自治体にひとり親家庭等が相談（生活、就労、子育てなど）できる臨時窓口（24時間対応）の設置。また、新型コロナウイルス感染症のような緊急事態に臨機応変に対応できる自立支援員の養成。
7. オンライン授業が実施された場合、経済的理由からパソコンやタブレットがなく、ネット環境がない家庭への支援。

国が新型コロナウイルス感染の終息を宣言するまでは、関連する各種支援制度や事業の継続実施を要望いたします。

一般財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会  
理事長 海野 恵美子